

情 公 審 第 3 4 号
令和 8 年 3 月 10 日

新潟県知事 花角 英世 様

新潟県情報公開審査会
会 長 服 部 誠 司

新潟県情報公開条例第17条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和 7 年 5 月 30 日 付け 人 第 108 号 で 諮 問 の あ っ た 下 記 の 事 案 に つ い て 、 別 紙 の と お り 答 申 し ま す 。

記

「新発田農村整備部における公共工事入札に係る予定価格等の漏えい事案に関する聞き取りの記録」の部分公開決定に対する審査請求についての諮問

（諮問第136号）

別 紙

第80号

答 申

第1 審査会の結論

新潟県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書について、非公開とした部分のうち、次に掲げる文書において聴取終了時刻を記録した部分を公開すべきである。

- 1 「新発田農村整備部における公共工事入札に係る予定価格等の漏えい事案に関する元部長に対する聴取結果について」
- 2 「聞き取り調査結果※令和5年11月29日」
- 3 「新発田農村整備部における公共工事入札に係る予定価格等の漏洩事案に関する聴取結果について※農地部技監」
- 4 「新発田農村整備部における公共工事入札に係る予定価格等の漏洩事案に関する聴取結果について※農地部長」

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人から、実施機関に対し、新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、令和6年6月18日付けで次のとおり公開請求（以下「本件請求」という。）があった。
 - (1) 令和5年度に発生した新発田地域振興局農村整備部における予定価格等漏えい事案に関して、県が同農村整備部の歴代部長、および前身の新発田農地事務所長経験者に行った聞き取り調査の記録全て（個別の聞き取りの詳細が分かるもの、電子メールのやりとり、手書き・パソコン打ち職員メモ、音声記録なども含む）
 - (2) 同事案に関し、県が同局農村整備部の現職職員に行った聞き取りの記録全て（個別の聞き取りの詳細が分かるもの、電子メールのやりとり、手書き・パソコン打ち職員メモ、音声記録なども含む）
 - (3) 同事案に関し、県が本庁の現職職員に行った聞き取りの記録全て（個別の聞き取りの詳細が分かるもの、電子メールのやりとり、手書き・パソコン打ち職員メモ、音声記録なども含む）
- 2 実施機関は、本件請求の対応として、次に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定した上で、条例第7条第2号、第4号及び第6号の規定に該当する情報が含まれていることを理由に、これらの情報が記録された部分を除いて、本件行政文書を部分公開する旨の決定（以下「本件処分I」という。）を行い、令和6年

9月13日付けで審査請求人に通知した。

- (1) 新発田農村整備部における公共工事入札に係る予定価格等の漏えい事案に関する元部長に対する聴取結果について(以下「本件行政文書①」という。)
- (2) 新発田農村整備部 歴代部長聞き取り結果概要(以下「本件行政文書②」という。)
- (3) 歴代部長供述記録(以下「本件行政文書③」という。)
- (4) 新発田農村整備部歴代部長 供述要旨(以下「本件行政文書④」という。)
- (5) 新発田農村整備部における公共工事入札に係る予定価格等の漏えい事案に関する元部長に対する聴取に関する音声データ(以下「本件行政文書⑤」という。)
- (6) 令和5年度に発生した新発田地域振興局農村整備部における予定価格等漏えい事案に関して、県が同農村整備部の歴代部長、および前身の新発田農地事務所長経験者に行った聞き取り調査の音声データ(以下「本件行政文書⑥」という。)
- (7) 聞き取り調査結果※令和5年10月27日～31日(以下「本件行政文書⑦」という。)
- (8) 聞き取り調査結果※令和5年11月29日(以下「本件行政文書⑧」という。)
- (9) 新発田農村整備部における公共工事入札に係る予定価格等の漏洩事案に関する聴取結果について※農地部技監(以下「本件行政文書⑨」という。)
- (10) 新発田農村整備部における公共工事入札に係る予定価格等の漏洩事案に関する聴取結果について※農地部長(以下「本件行政文書⑩」という。)
- (11) 新発田農村整備部における公共工事入札に係る予定価格等の漏洩事案に関する聴取に関する音声データ※農地部技監(以下「本件行政文書⑪」という。)
- (12) 新発田農村整備部における公共工事入札に係る予定価格等の漏洩事案に関する聴取に関する音声データ※農地部長(以下「本件行政文書⑫」という。)

3 実施機関は、審査請求人から本件処分Ⅰにおける理由付記の不備がある旨の指摘を受け、本件処分Ⅰを取り消し、改めて理由を付記した上で、本件行政文書に条例第7条第2号、第4号及び第6号の規定に該当する情報が含まれていることを理由に、これらの情報が記録された部分を除いて、本件行政文書を部分公開する旨の決定(以下「本件処分Ⅱ」という。)を行い、令和6年12月13日付けで審査請求人に通知した。

4 審査請求人は、本件処分Ⅱを不服として、令和7年1月24日付けで行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 本件行政文書及びその非公開部分について

1 本件行政文書の概要

本件行政文書は、令和5年に新発田地域振興局農村整備部（以下「新発田農村整備部」という。）において、元職員が事業者に対し、公共工事の指名競争入札に関する秘密事項である予定価格及び指名業者を教示し、当該入札の公正を害すべき行為を行っていたという事案を受け、県が関係職員（県を退職している歴代新発田農村整備部長等を含む。以下同じ。）に聞き取り調査を実施した際の内容を記録した文書である。

聞き取り調査の結果は、「新発田地域振興局農村整備部における予定価格等漏えい事案に係る内部調査結果」（以下「内部調査結果」という。）にまとめられ、令和6年2月14日に公表された。

2 本件行政文書のうち非公開とされた部分及びその根拠となる条例の規定は、次のとおりである。

(1) 条例第7条第2号該当

個人の氏名、役職

(2) 条例第7条第4号該当

警察の捜査に関する情報

(3) 条例第7条第6号該当

事情聴取の終了時刻、関係職員から聴取した内容

第4 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分Ⅱの取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書①について

当該文書は聴取実施の日時における終了時間及び聴取事項がすべて非公開とされた。このうち聴取実施の終了時間が非公開とされたのは、「職員の懲戒処分等を検討するための事情聴取であり、公にすることにより、正確な事実関係や率直な心情の把握が困難となり、ひいては、懲戒処分等を決定するために必要な具体的・客観的な情報が得られなくなることや、将来の同種の処分関係事務の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため」であるとしているが、承服できない。十分な時間をかけて聴取を行ったのかは、県が調査を尽くしたのかを判断するにおいて、極めて重要な情報であると考えためであり、公開されるべきである。

聴取事項に関しては、すべてが非公開とされた。実施機関は非公開理由として「職員の懲戒処分等を検討するための事情聴取であり、公にすることにより、正確な事実関係や率直な心情の把握が困難となり、ひいては、懲戒処分等を決定するために必要な具体的・客観的な情報が得られなくなることや、将来の同種の処分関係事務の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため」及び「事案把握のために公表を前提とせず任意の協力のもとで行った事情聴取であり、公にすることにより、調査対象者との信頼関係が損なわれ、今後の調査に協力が得られなくなるほか、将来同種の情報収集に支障をきたすなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」と主張している。聴取に応じた元部長とは、漏えい事件発生時に新発田農村整備部の部長である。元部長は逮捕、起訴され、刑事法廷の場で事件の経緯を証言し、有罪判決が確定している。聴取は判決確定前に行われたものであるが、聴取内容には法廷での証言と同様のものが含まれていると推察される。なお、今回の情報公開請求は判決確定後に行っている。公の法廷で証言し、事実認定されたものが含まれているのであれば、当該部分は少なくとも公開されるべきである。

また、この聴取を基にしたと考えられる内部調査結果では、元部長の聞き取り結果が示されている。漏えいの経緯や動機、見返り等について、記載があるにもかかわらず、内部調査結果の基となった文書がなぜ全面的に非公開なのか、理解できない。県民に公表された内部調査結果が妥当であるかを検証するためには公開されることが極めて重要である。

(2) 本件行政文書②について

当該文書の1ページ目、1「在籍時における秘密事項の教示の有無」、2「教示の対象」、3「教示の方法」について、行ったことと人数が示されているが、人数脇の非公開部分について、なぜ「事案把握のために公表を前提とせず任意の協力のもとで行った事情聴取であり、公にすることにより、調査対象者との信頼関係が損なわれ、今後の調査に協力が得られなくなるほか、将来同種の情報収集に支障をきたすなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」に該当し、非公開であるのか、理解しがたい。5「動機」についても同様である。6「引継ぎの有無」に関しては、本件行政文書③の9ページ目の「問い④」の回答に対応する部分であると思われるが、なぜ、個別回答で公開されているにもかかわらず、対応すると思われる本件行政文書②だけが非公開とされるのか理解できない。当該文書の2ページ目、10「他者への相談」は、「※」として「前任者に事実関係のみ確認」とあるが、その前半が非公開であった。この「前任者に～」の記述は、内部調査結果には記載がない文言であり、極めて重要な証言である。調査の妥当性を検証するため、公開されるべきであると考えられる。

当該文書3ページ目、13「再発防止策」についてはすべてが非公開とされた。

公正な入札制度の実現に繋がる再発防止策について非公開とする必要はないと考える。そもそもなぜ、この部分も非公開を前提とした調査にしたのかが理解できない。公開されるべきである。

(3) 本件行政文書③について

共通して問い①について、質問文自体が非公開とされた。なぜ、問い自体が「事案把握のために公表を前提とせず任意の協力のもとで行った事情聴取であり、公にすることにより、調査対象者との信頼関係が損なわれ、今後の調査に協力が得られなくなるほか、将来同種の情報収集に支障をきたすなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」に該当するのか、理解ができない。問い②の再発防止策への提言についても共通して非公開とされた。前述のとおり、公正な入札制度の実現に繋がる可能性のある提言を非公開にする理由はないものとする。

条例第9条では、「非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときには、公開請求者に対し、当該行政文書を公開することができる」と定めている。調査を行うにあたり、全容を把握することは重要である。そのため「事案把握のために公表を前提とせず任意の協力のもとで行った事情聴取」の手法をすべて否定するものではない。

しかしながら、今回の事案は、税金が原資となる公共事業の入札不正に関するものである。新発田農村整備部の歴代部長の多くが関与していたことは県も認定しているところであり、なぜ、長年にわたり、県の幹部職員が犯罪である漏えいに手を染めたのかについては、県民に詳細を明らかにする責任が県及び歴代部長にはある。極めて公益性が高い事案であることを実施機関は自覚し、条例第9条に沿った対応を行うべきである。

(4) 本件行政文書⑧から本件行政文書⑩について

当該文書は事件発覚後に現職である新発田農村整備部の副部長、本庁の農地部技監、農地部長に行った聞き取りの記録であるが、内容は全面的に非公開とされた。実施機関は非公開理由を「職員の懲戒処分等を検討するための事情聴取であり、公にすることにより、正確な事実関係や率直な心情の把握が困難となり、ひいては、懲戒処分等を決定するために必要な具体的・客観的な情報が得られなくなることや、将来の同種の処分関係事務の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため」及び「事案把握のために公表を前提とせず任意の協力のもとで行った事情聴取であり、公にすることにより、調査対象者との信頼関係が損なわれ、今後の調査に協力が得られなくなるほか、将来同種の情報収集に支障をきたすなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」としているが、対象は現職の県幹部職員である。県職員が職務上、必要な調査に協力しないことは通常考えられず、不祥事の際に関係部署の職員が原因調査に

協力するのは当然である。実施機関が主張する「将来の同種の情報収集に支障をきたすなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」は法的蓋然性はない。現職幹部職員の職責を踏まえれば、事実経緯や認識は本事案の全容を明らかにするために極めて重要であり、公開されるべきである。

(5) 県の従来の説明との齟齬

本件行政文書③の9ページ目の公開部分、「前任者からの引継ぎや後任への引継ぎはあったか」の問いに対し、元部長の1人が「資料を出せとまでは言われていないが、『〇〇氏が相談に来るから乗ってやってくれ』という引継ぎはあった」「後任にも引き継いだかもしれないが、よく覚えていない」という記載があった。また、17ページ目の動機を聞く問いに、別の元部長が「前任者にも教示していたという事実を確認し、教えることにした」と証言したことも記載されていた。

内部調査を担当した県総務部副部長、渡辺誠一氏は結果を公表した令和6年2月14日の記者会見で、組織的な関与及び引継ぎを明確に否定していたが、これらの証言があったことの記載は渡辺氏の説明に疑義を生じさせる内容である。

渡辺氏はその後、審査請求人の取材に「どういうものを、どのような方法で、いつまでにするというのが引継ぎ。今回の件は引継ぎと判断できないと考えた」などと述べ、引継ぎに対する定義、認識の違いであることを主張したが、納得のできる説明とは言いがたい。内部調査結果では、「相談に来るから～」や「前任者に教示の事実を確認した」との記載は一切なかった。県が恣意的に内部調査結果に掲載しなかったという疑念も抱かざるを得ない状況である。他にも内部調査結果に掲載されていない重要証言があるかもしれず、調査内容が分かる原文を詳細に検証する必要がある。そのためにも公開は欠かせないと考える。

(6) その他

最後に実施機関の情報公開への姿勢についても指摘したい。今回の情報請求は令和6年6月に行った。これに対し、実施機関は公開決定の特例延長も行き、文書が部分公開決定されたのはおよそ3カ月後の9月13日だった。この時点で、実施機関は非公開理由として、「人事に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」「事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」「捜査に支障を及ぼすおそれ」「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができる情報」が該当するとしていた。いずれも条例第7条第6号エ、条例第7条第6号、条例第7条第4号及び条例第7条第2号を引用若しくはほぼなぞっているものであった。

最高裁判例（平成4（行ツ）48）は「非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り

得るような場合は別として…中略…理由付記として十分でないといわなければならない」としている。

9月の部分公開決定は条例の一文を単に引き写しただけに過ぎず、理由付記として十分でないことは明らかだった。理由の付記は処分庁の判断の合理性を担保し、その恣意を抑制するためのものである。著しく不十分な理由で広範な非公開決定がなされた9月の部分公開決定は情報公開について、基本的理解を欠いたものといわざるを得ず、恣意的な運用を疑わせるものであった。実施機関は審査請求人の指摘を受け、理由の説明不足を認め、令和6年12月13日付けで部分公開決定を取り消し、再び理由を改めて通知を出し直す対応を行ったが、公開の範囲は一切変わらなかった。

新潟県情報公開審査会は平成30年1月29日付けの実施機関への答申（答申第48号）において、「条例の趣旨を踏まえ、今後、公開請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定以外の公開決定等を行うに当たっては、非公開とした理由をできるだけ具体的に記載するべきである」と答申していた。

今回、実施機関は指摘を受け、理由付記を改める対応を行ったものの、当初の対応は答申の趣旨に反するものだったといわざるを得ない。また、再通知にあたって公開範囲が改められることはなかった。当初の不十分な理由により、公開範囲が決められたままである可能性も拭えない。本件は実施機関の情報公開への姿勢が問われる問題であるとも考えており、検証のためにも、文書の更なる公開が必要である。

第5 実施機関の説明要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書①について

(1) 懲戒処分に係る事情聴取に要した時間については、事情聴取の手法が明らかになるおそれがあり、将来の同種の処分関係事務の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号エに該当し、聴取終了時刻を非公開としたものである。

(2) 事情聴取の内容を非公開とした理由について

ア 懲戒処分等を検討するための事情聴取について

供述の内容が公開されることを前提として行われるものとした場合、関係職員が事実をありのままに述べることに消極的になるおそれがあり、被処分者が供述内容が公開されることを憂慮し、結果として十分な弁明を行うことができなくなり、公正な処分を行う上で支障が生ずることも予想される。

質問の内容については、聴取者がどのような手法で被処分者から供述を引き出していくのかといったノウハウが明らかになるおそれがあり、今後、処分

の対象となり得る者が事情聴取で質問される内容を事前に想定し、自分に有利な回答を準備することが可能となる。

これらの理由により、正確な事実関係や率直な心情の把握が困難となり、ひいては、懲戒処分を決定するために必要な具体的・客観的な情報が得られなくなるなど、将来の同種の処分関係事務の公正かつ円滑な実施に支障が生じるおそれがあるため、条例第7条第6号エに該当するものである。

イ 事案把握のための事情聴取について

関係職員に対する聴取は、強制捜査権限がなく、聴取対象者から聴取の協力を得た上で実施した任意の調査である。

また、発言内容をつまびらかに公表することを前提に調査協力を得たものではなく、公にすることにより、信頼関係が損なわれ、将来の情報収集に支障をきたすなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、県庁の組織風土・内部統制に関する有識者会議が進行中であり、今後更なる聴き取り調査を行う可能性も考えられる中で、公開した場合、信頼関係が損なわれ、今後の調査に協力が得られなくなり、将来の情報収集に支障をきたすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当するものである。

2 本件行政文書②について

本件行政文書②の聞き取り結果を非公開とした理由については、前記1(2)イに記載のとおりである。

1「在籍時における秘密事項の教示の有無」、2「教示の対象」、3「教示の方法」、及び5「動機」の人数協の非公開部分を公にすることにより、どの聴取対象者の発言であるのかが明らかとなる。発言者や発言内容をつまびらかに公表することを前提に調査協力を得たものではなく、公にすることにより、信頼関係が損なわれ、将来の情報収集に支障をきたすなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、非公開としたものである。6「引継ぎの有無」及び10「他者への相談」の非公開部分も同様である。13「再発防止策」については、発言内容をつまびらかに公表しないことを前提に、率直な意見を求めたものであることから、非公開としたものである。

3 本件行政文書③について

本件行政文書③の聞き取り結果を非公開とした理由については、前記1(2)イに記載のとおりである。

問い①の質問文については、これを公にすることにより、どの聴取対象者の発言であるのかが明らかとなる。発言者や発言内容をつまびらかに公表することを前提に調査協力を得たものではなく、公にすることにより、信頼関係が損なわれ、将

来の情報収集に支障をきたすなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、非公開としたものである。問い⑫の再発防止策への提言については、前記1(2)イのとおりである。

本事案は、元部長が事業者に対し、公共工事の秘密事項である予定価格等を教示し入札の公正を害すべき行為を行っていたことにより有罪判決を受けたものであり、県民の県政に対する信頼を失墜させた事案である。また、条例第9条では、「公開請求に係る行政文書に非公開情報(第7条第1号に規定する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該行政文書を公開することができる」と規定されているところである。

一方で、県民の知る権利を尊重するという理念のもとにあっても、公開することにより、個人の正当な権利・利益を害したり、行政の公正かつ適切な執行を妨げ、県民全体の利益を害することのないよう配慮が必要であり、非公開情報の規定により保護される権利利益と公開により得られる公益との比較検討を十分に行った上で、原処分を行ったものである。

4 本件行政文書⑧から本件行政文書⑩について

本件行政文書⑧から本件行政文書⑩の聞き取り結果を非公開とした理由については、前記1(2)アに記載のとおりである。

なお、当該聴き取りに対して、基本的には職員が誠実に対応するものと考えているが、一方で、発言内容をつまびらかに公表することを前提に行ったものではなく、供述の内容が公開された場合、聴取対象者との信頼関係が損なわれ、事実をありのままに述べることに消極的になるなど、将来の同種の情報収集に支障をきたすなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

第6 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県民の知る権利を尊重することが重要であることに鑑み、行政文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県政について県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものである。

一方、この権利も無制限なものではなく、請求された行政文書に情報が記録されている個人又は法人その他の団体の権利利益及び公益との調和を図る必要があるのであって、それが条例第7条各号において非公開情報として規定されているところである。

よって、審査会としては、本件処分の妥当性について、条例の文理及び趣旨に従

って判断することとする。

2 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報については、非公開とする旨規定している。

当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとしては、本号のアからオまでに例示されているもののほか、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報や、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報などが該当する。

また、本号は、実施機関に広範な裁量権限を与えるものではなく、本号に該当する情報であるかどうかの判断に当たっては、事務又は事業の根拠となる規定、趣旨等に照らし、その支障の有無、程度等にも十分留意し、個別具体的に検討しなければならない。

以下、この考え方に基づき、実施機関が主張する本号該当性について検討する。

(1) 条例第7条第6号本文該当性について

実施機関は、本件行政文書①から本件行政文書⑫の非公開部分には、関係職員に対して行った事案把握のための事情聴取の内容が記録されており、事案把握のために公表を前提とせずに任意の協力のもとで行った事情聴取であり、公にすることにより、聴取対象者との信頼関係が損なわれ、今後の調査に協力が得られなくなるほか、将来の同種の情報収集に支障をきたすなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

一方、審査請求人は、本件行政文書②及び本件行政文書③について、実施機関の弁明を受け、非公開部分の一部について、「どの聴取対象者の発言かが識別できるため非公開とした」との理由は理解できるものであるが、明確に個人名などだと分かる部分以外については、県が恣意的に公開・非公開部分を選んだのではないかとの疑念を解消するものとはなっていないと主張する。また、本件行政文書⑧から本件行政文書⑩について、現職幹部職員の職責を踏まえれば、事実経緯や認識は本事案の全容を明らかにするために極めて重要であり、公開されるべきであるとも主張する。

審査会が見分したところ、本件行政文書②の非公開部分には、聴取対象者の氏名及び在籍した年度が記録され、また、本件行政文書①、本件行政文書③、本件行政文書④及び本件行政文書⑦から本件行政文書⑩の非公開部分には、関係職員に対して行った事案把握のための事情聴取の内容が記録されている。

県が行った内部調査は、元部長の公共工事の指名競争入札における予定価格漏えい事案という不祥事案を受け、実態把握や再発防止策検討樹立のため、関係職員から自身に不利益となり得る情報も含めて報告を求めたものであり、本調査の実施に当たっては、聴取対象者の保護、すなわち調査への協力の結果、聴取対象者に不利益が生じないことの確保が重要であることを踏まえれば、聞き取り結果が一部であっても公開された場合、当然公開されないものと認識していた聴取対象者において、県の対応への不信感が生じ得ると考えられることから、本号本文に該当する。よって、非公開とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 条例第7条第6号エ該当性について

実施機関は、本件行政文書①、本件行政文書⑤及び本件行政文書⑧から本件行政文書⑫の非公開部分には、事情聴取の終了時刻が、また、本件行政文書①、本件行政文書⑤及び本件行政文書⑧から本件行政文書⑫の非公開部分には、元部長、新発田農村整備部の副部長、本庁の農地部技監及び農地部長に対して行った懲戒処分のための事情聴取の内容が記録されており、公にすることにより、正確な事実関係や率直な心情の把握が困難となり、ひいては、懲戒処分等を決定するために必要な具体的・客観的な情報が得られなくなることや、事情聴取の手法が明らかになるおそれがあるなど、将来の同種の処分関係事務の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

一方、審査請求人は、公開の法廷での証言や元部長に対して行った聞き取り調査の結果は、内部調査結果において既に公にされており、こうした情報は公開すべきものであると主張する。

確かに、公開の法廷での証言や内部調査結果で公表された情報と上記で本号エの非公開情報に該当すると判断した情報とは、内容が一致するもの又は実質的に重なり合うものも少なくないと考えられる。

しかし、裁判の公開は、裁判の公正を確保し、裁判に対する国民の信頼を維持するために行われるものであり、その目的の限度において、傍聴の自由が認められるに過ぎず、また、情報公開制度においては、既に公開されていることのみをもって一律に公開するのではなく、条例に定める非公開事由に該当するか否か検討すべきであると考えらる。

この点、一般的に懲戒処分のための事情聴取に要する時間は事案によって異なるものであり、本件における事情聴取の終了時刻については、これを公にしたとしても、今後聴取を受ける者に事情聴取の手法が明らかになるとまではいえず、また聴取対象者との間の信頼関係を損なうことにもつながらないことから、将来の同種の処分関係事務の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。したがって、当該非公開部分については、本号エには該当しないことから、非公開とした実施機関の判断は妥当ではない。

他方、懲戒処分のための事情聴取の内容については、それが公にされると、聴取対象者との間の信頼関係を損なうことになるだけでなく、県がどのようにして被処分者から供述を引き出していくのかといった事情聴取の手法が明らかになるおそれがあると認められる。そうすると、今後事情聴取を行う際に、処分の対象となり得る者が事情聴取で質問される内容を事前に想定し、自分に有利な回答を準備することが可能となることなどから、正確な事実関係や率直な心情の把握が困難となり、ひいては、懲戒処分を決定するために必要な非違行為に関する具体的かつ客観的な情報が得られなくなるなど、将来の同種の処分関係事務の公正かつ円滑な人事の確保に支障が生じるおそれがあると認められることから、本号エに該当する。よって、非公開とした実施機関の判断は妥当である。

3 公益上の理由による裁量的公開について

審査請求人は、本件が公共事業の入札不正に関するものであり極めて公益性の高い事案であるとして、非公開部分に記録された内容を公開することが公益上必要であると主張し、条例第9条で定める裁量的公開を求めているため、この点について判断する。

条例第9条は、公開請求に係る行政文書に非公開情報（条例第7条第1号に規定する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対して当該行政文書を公開することができることを定めたものである。このうち、「公益上特に必要があると認めるとき」とは、実施機関の高度な行政的判断により、非公開とすることで保護される利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を意味する。

実施機関は、条例第7条各号の非公開情報の規定により保護される権利利益と公開により得られる公益との比較検討を十分に行った上で原処分を行ったと主張しているところ、裁量的公開をしなかったことについて実施機関の判断に誤りや不合理な点があるとは認められず、違法又は不当な点はないと考えられることから、審査請求人の主張は認められない。

4 その他

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記の判断を左右するものではない。

5 結論

以上の事実及び理由に基づき、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第7 審査会の処理経過

本件処分に係る審査請求についての当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

第8 審議に参加した委員の氏名（五十音順）

稲吉晃、中村恵子、服部誠司、村上裕

別記

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年5月30日	・実施機関から諮問を受けた。
令和7年11月25日 (第63回第1部会)	・事案の審議を行った。
令和7年12月25日 (第64回第1部会)	・事案の審議を行った。 ・実施機関から処分理由の説明を聴取した。
令和8年1月22日 (第65回第1部会)	・事案の審議を行った。
令和8年2月24日 (第66回第1部会)	・事案の審議を行った。

(注) 審査会の回数は、通算回数である。